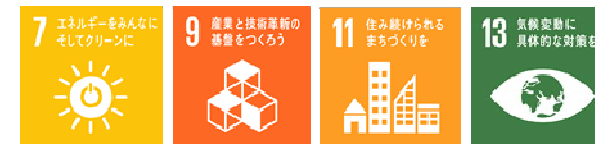


**Carbon Neutral Challenge**

～再エネを創ろう・使おう～



## 第2回再エネ条例検討委員会 資料

令和3年9月2日  
山形県環境エネルギー部

## 第1回委員会での御意見等について

### 【論点①：政府の動向等】

いただいた御意見等	事務局の考え方
<p>条例に合意形成の機能があるので、市町村が定める地球温暖化対策推進法の促進区域を含めて対象とすることは良い。 促進区域が設定されても合意形成が必ずしも形成されるということにはならない。</p>	<p>県としては、県内での再エネ発電所の建設を網羅的に把握する意味からも促進区域も本条例の対象としたいと考えております。 なお、地球温暖化対策推進法において、促進区域内で事業を計画する場合、市町村が事業を認定する法令とされていることから、本条例において重ねて認定申請することは求めず、市町村の事業認定後、県へ届け出ていただくことを考えております。</p>
<p>規制よりも、手続きの進め方が一番重要であり、地元の合意を取った上で進めることを重視できる条例にしてもらいたい。</p>	<p>本条例では、「規制」ということではなく、再エネ発電所の建設にあたって、地元住民と合意形成を図りながら、自然及び歴史・文化的環境等との調和がとれた再エネの導入促進を目的として、手続きを明文化したいと考えております。</p>
<p>国、都道府県、市町村の役割分担がどうあって、県はどのような規制をしようとしているのかを明らかにしないとイケない。</p>	<p>国においても、再エネ発電所の建設等にあたって、関係法令等による規制等がありますが、地元住民の意見等を反映させる仕組みはないため、本条例がその役割を担うものと考えております。</p>

### 【論点②：自然環境や歴史・文化的景観等との調和】

いただいた御意見等	事務局の考え方
<p>景観の分野でも、景観計画や条例の中で再エネ施設に関する規制等をしている都道府県もある。手続き等が重複しないように庁内の横の連携をしっかりとってもらいたい。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、各部局長が集まる会議の場で、本条例の検討状況について説明させていただき、今後、適宜、関係部局へ意見照会等をしていくこととしております。</p>

## 第1回委員会での御意見等について

### 【論点②：自然環境や歴史・文化的景観等との調和】

いただいた御意見等	事務局の考え方
<p>歴史・文化的「景観」といった場合、アセスで扱っている「景観」もあるので、歴史・文化との調和という場合には、景観と言ってしまうと自然景観の一部として定義が狭くなってしまうおそれがあるので、歴史・文化的「環境」が適切ではないか。</p>	<p>条例の名称を「再生可能エネルギーと地域の自然及び歴史・文化的環境等との調和に関する条例」としてはどうかと考えております。</p>
<p>アセスは住民意見の場があるが、合意形成に流用されてしまっている。条例の合意形成の手続きはアセスとは重複しないと考えられる。 ただし、単に合意形成ということではなく、観点を規定した方が良い。</p>	<p>本条例の手続きと環境アセスによる手続きは、それぞれ別の手続きとして実施することが基本と考えておりますが、住民説明会については、関係市町村及び地元住民と協議のうえ、環境アセスによる住民説明会を、本条例による説明会を兼ねることができることとしてはどうかと考えております。</p>
<p>地元の合意形成をせずして、地元事業者が発電事業をできるはずがない。 アセスの住民説明会の場が発電事業の合意を求める場になってしまっているのが現状。</p>	<p>また、自然及び歴史・文化的環境等との調和の観点から説明会等を開催することを規定したいと考えております。</p>
<p>関係自治体へ協議したことをもって、自治体がお墨付きを与えたことにならないように。</p>	<p>関係自治体との協議は、事業計画の案の作成に当たっての関係法令や、事業計画作成に当たっての検討事項等の確認を行うことを考えております。</p>
<p>再エネ発電所の設置場所は里山（それに近い場所）なので、地域や農村にとっては、生活サイクルの場になっている。 暮らしの中の景観を壊さないよう、調和、配慮がぜひとも必要。</p>	<p>本条例では、再エネ発電所の建設にあたって、地元住民と合意形成を図りながら、自然及び歴史・文化的環境等との調和がとれた再エネの導入促進を目的として、手続きを明文化したいと考えております。</p>

# 第1回委員会での御意見等について

## 【論点③：知事の認定基準】

いただいた御意見等	事務局の考え方
<p>FIT法との関連が重要であり、FITの認定申請と同時に条例の認定申請とした方が良いのではないかと。（もしくはもっと早い段階で）</p>	<p>本条例の役割としては、地元住民の合意を得ないまま、環境アセス等の手続きを進められてしまうと事業を止められない、といった課題に対応するため、できる限り早い段階での地元住民への説明を義務付け、合意形成を促すことを主眼としておりますが、関係法令や利害関係者との調整が必要となる場合も想定し、最終的な工事着工前までに認定を取っていただくことを考えております。</p>
<p>条例の認定申請をする前に環境アセス等の手続きが進んでいると、不認定の場合の事業者のリスクが大きいので、タイミングはもう少し早い方がいいのではないかと。</p>	<p>※ スライド6：FIT認定等の手続きイメージ参照</p> <p>※ 他県では、FIT電源について、計画の実現性を担保するため、経産省からのFIT認定後に県への認定申請を行っている事例もあります。</p>
<p>FIT認定を取っていて、条例で不認定になったとすれば、紛争発生リスクは当然出てくる。訴訟リスク回避という観点からすれば、ある程度前段階で認定を取ってもらうことも必要なのでは。</p>	
<p>FIT前提の議論になっているが、自家発電などにも地元住民の合意を取り付ける必要はあるのか。</p>	<p>FIT・非FIT（自家発電等）ともに条例対象となります。</p> <p>FIT・非FITの場合であっても、本条例の認定を受けないで発電事業を実施している事業者に対して、知事は必要な措置を講ずるよう勧告、命令ができることとし、当該命令等に従わないときは、違反の事実等を公表することを考えております。</p>

## 第1回委員会での御意見等について

### 【論点④：地元住民への説明】

いただいた御意見等	事務局の考え方
<p>合意の相手方が地元自治会であることには違和感。法学的に合意を求めるといえば、地元住民に説明して、代表としての市町村長が同意する。</p>	<p>条例上、説明の対象は「地元住民」にしたいと考えております。なお、具体の対象、範囲等は関係市町村と協議することを考えております。</p>
<p>自治会は強制加入ではないので、自治会を対象としない方がよいのではないか。</p>	
<p>地元住民への合意が努力義務だとすれば、条例制定の意味はどこにあるのか。</p>	<p>本条例の役割として、本県において再エネ発電所を建設するに当たっての手続きを明文化し、県、市町村及び地元住民の方々がその事業計画を把握することができ、認定制度を創設することで自然及び歴史・文化的環境等と調和のとれた再エネ導入促進を図っていきたいと考えております。</p>
<p>この条例上合意が努力義務であったとしても、他に厳しいガイドライン等があれば、厳しい方に合わせていかざるを得ない。</p>	<p>本条例以外に、市町村において、ガイドライン等を定めている場合には、本条例の手続きと合わせて、当該ガイドライン等による手続きも行っていただくこととなります。</p>
<p>事業計画が県や市町村を跨ぐ場合の対応はどうか。</p>	<p>県を跨ぐ場合には、あくまで本県域に係る部分について対象にすることとなります。 県内の市町村を跨ぐ場合には、それぞれの市町村で、必要な手続きを行っていただくことを想定しております。</p>

## 第1回委員会での御意見等について

### 【条例骨子案策定にあたっての整理】

項目	条例骨子案への反映等
条例の名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「再生可能エネルギーと地域の自然及び歴史・文化的環境等の調和に関する条例（仮称）」とすることを検討する。</li> </ul>
対象となる発電施設・区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・FIT・非FIT(自家発電等) とともに対象とする。</li> <li>・県内全域               <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 他県を跨ぐ場合には本県域に係る部分</li> <li>※ 市町村を跨ぐ場合には、関係市町村、それぞれで手続きを行う</li> </ul> </li> </ul>
県・関係自治体との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が事業計画を作成しようとするときには、関係法令の確認や事業計画作成に当たっての検討事項等を確認するため、県・関係市町村に協議する。</li> </ul>
地元住民への説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が説明する相手方は「地元住民」とする。</li> <li>・対象となる「地元住民」は関係市町村の長と協議する。</li> </ul>
知事の事業認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定申請のタイミングは、先行県の取扱い等も踏まえ、工事着工前とする。</li> <li>・発電事業計画に関して利害関係を有する者は、知事に対して意見書を提出できることとし、知事は事業者に見解を求める。</li> <li>・知事は、申請書を受理したときは関係市町村の長の意見を聴取する。</li> <li>・知事は、必要に応じて、「山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会」に意見を求める。</li> </ul>
不認定でも事業を実施している場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経産省によるFIT認定を受けている場合には、本条例による知事の認定がない場合は、FIT認定取消しの要件となり得る。</li> <li>・また、FIT・非FITによらず、不認定でも事業を実施している場合は、知事が勧告及び命令を行うこととし、事業者が当該命令に従わない場合には、違反の事実等を公表することとする。</li> </ul>
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例の施行の日において、工事着工前であっても、知事及び関係市町村の長と協議及び地元住民へ説明を行っている再エネ発電事業計画には、適用しない。</li> </ul>

# 参考：FIT認定等と再エネ条例における手続きイメージ

